

岐阜県林業労働力の確保の促進に関する基本計画  
( 第 6 期 )

令和 5 年 3 月

岐 阜 県

# 目 次

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 第1章 | はじめに                                      | 1  |
| 1   | 計画策定の趣旨                                   |    |
| 2   | 計画期間                                      |    |
| 第2章 | 林業における経営及び雇用の動向に関する事項                     |    |
| 第1節 | 森林・林業を取り巻く情勢                              | 2  |
| 1   | 森林資源の状況                                   |    |
| 2   | 森林整備の状況                                   |    |
| 3   | 木材生産・生産基盤の状況                              |    |
| 4   | 木材産業の状況                                   |    |
| 5   | 国の動き                                      |    |
| 第2節 | 林業労働力の動向                                  | 3  |
| 1   | 森林技術者数の推移                                 |    |
| 2   | 森林技術者の年齢構成                                |    |
| 3   | 新規就業者の状況                                  |    |
| 第3節 | 林業事業体の事業実施の現状と課題                          | 5  |
| 1   | 事業量の推移                                    |    |
| 2   | 林業事業体数                                    |    |
| 3   | 森林経営計画                                    |    |
| 4   | 木材生産性                                     |    |
| 5   | 課題と対策                                     |    |
| 第4節 | 林業事業体の雇用管理の現状と課題                          | 6  |
| 1   | 労働環境                                      |    |
| 2   | 雇用管理                                      |    |
| 3   | 課題  |    |
| 第3章 | 林業労働力の確保の促進に関する方針                         | 8  |
| 第4章 | 事業主が一体的に行う労働環境の改善及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項 |    |
| 第1節 | 雇用管理の改善及び事業の合理化に関する事業主の目標                 | 9  |
| 1   | 雇用管理の改善に関する目標                             |    |
| 2   | 事業の合理化に関する目標                              |    |
| 第2節 | 雇用管理の改善及び事業の合理化のための施策                     | 11 |
| 1   | 雇用管理の改善のための県の施策                           |    |
| 2   | 事業の合理化のための県の施策                            |    |
| 3   | 林業事業体の経営基盤の強化のための県の施策                     |    |
| 第5章 | 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項        | 14 |
| 第6章 | その他林業労働力の確保の促進に関する事項                      | 15 |

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

国は、林業労働力の確保の促進を図るため、平成8年度に「林業労働力の確保の促進に関する法律」（以下、「法」という。）を制定、同法第3条に基づき「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が令和4年10月に改正され、基本的な方向や必要な措置が示されたところである。

県は、同法第4条に基づき、国が示した基本方針に沿って、事業主が行う雇用管理の改善や事業の合理化を進めるための施策等を定めた「岐阜県林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第6期）」（以下、「基本計画」という。）を策定し、森林技術者の確保・育成・定着に総合的かつ重点的に取り組むものとする。

なお、基本計画の策定に当たっては、第5期の基本計画を踏まえた形とし、令和4年度を始期とする「第4期岐阜県森林づくり基本計画」において、「森林技術者の確保・育成・定着」を施策の柱の一つに位置付け、総合的・重点的に取り組むこととしている。

### 2 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

## 第2章 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

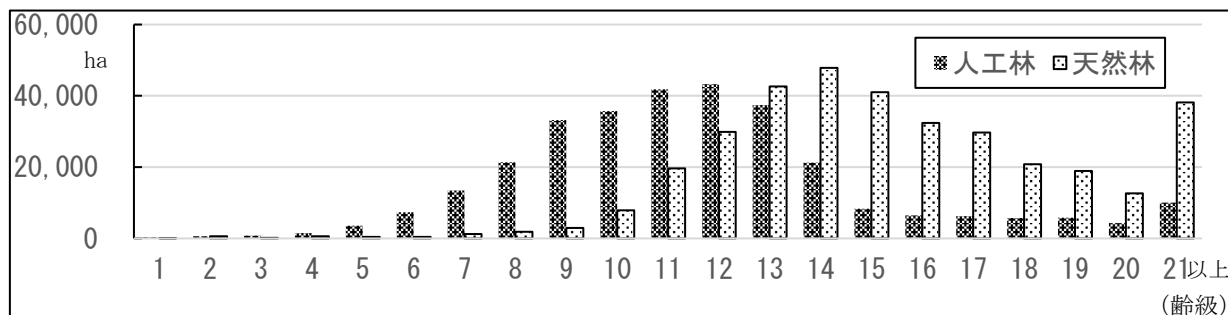
### 第1節 森林・林業を取り巻く情勢

#### 1 森林資源の状況

令和2年度末の岐阜県の森林面積は862千haで、森林率は81%となっている。

民有林の人工林面積は12歳級が最も多く、利用可能な林分が大半となっている一方、25年生以下の人工林面積は全体の2%程度に留まっている。偏った森林資源分布となっており、年齢構成の平準化が求められている。

図1 県内民有林の人工林・天然林の林齢別面積



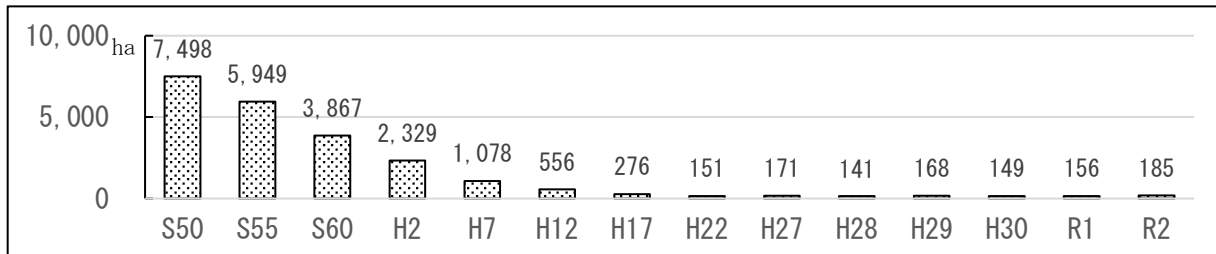
注 令和2年度 岐阜県森林・林業統計書より

#### 2 森林整備の状況

令和2年度の単層林の造林面積は185haとなっている。昭和50年度に7,498haあった単層林の造林面積も年々減少し、近年はほぼ横ばい状況にある。

間伐については、現在は県森林づくり基本計画に基づき、年間約8千haが実施されている。

図2 単層林 造林面積の推移



注 令和2年度 岐阜県森林・林業統計書より

#### 3 木材生産・生産基盤の状況

令和3年の県内木材（丸太）生産量は576千 $m^3$ となっており、5年前と比較して66千 $m^3$ 増加している。用途別では、製材用が256千 $m^3$ で全体の44%で一番多く、次いで燃料用が191千 $m^3$ で全体の33%を占めている。

高性能林業機械については、近年導入が進んでおり、令和3年度末の県内保有台数は241台で、その内訳は、スイングヤードが72台で一番多く、全体の30%を占めている。

#### 4 木材産業の状況

令和3年度の県内製材業者数は169工場となっており、年々減少している。

国産材のヒノキの丸太価格については、昭和55年の74千円/ $m^3$ をピークとして長期的に下落傾向にあったが、近年のウッドショック等の影響もあり、令和3年のヒノキは27千円/ $m^3$ 、スギも15千円/ $m^3$ となっている。

また、人口減少により新設住宅着工数の減少傾向は続くと予想されるが、木造率は約8割で推移している。

## 5 国の動き

平成 31 年 4 月に森林経営管理法の施行とともに森林環境譲与税が創設された。さらに令和 3 年 6 月には新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」の実現に向けた「新しい林業」が展開される中、新型コロナウイルスやウッドショックの影響などもあり、森林・林業施策は大きく変化している。

### 第 2 節 林業労働力の動向

#### 1 森林技術者数の推移

人口の少子高齢化に加え、林業の収益性の低下などにより、県内の森林技術者数の長期的にみて減少していたが、令和 3 年度の森林技術者数は 916 人で、ここ数年は下止まり傾向にある。しかし、内訳を見ると、造林・保育を担う森林技術者が大きく減少しており、10 年前と比較し 64%となっている。

表 1 森林技術者数の推移

(単位：人)

| 年 度      | H23  | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R3/H23 |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 森林技術者数   | 1161 | 932 | 940 | 936 | 939 | 916 | 79%    |
| 木材生産技術者数 | 730  | 673 | 690 | 671 | 677 | 640 | 88%    |
| 保育技術者数   | 431  | 259 | 250 | 265 | 262 | 276 | 64%    |

注 1 森林技術者数は岐阜県林業労働力調査報告書による（森林経営課調べ）

注 2 木材生産技術者数と保育等技術者数は森林経営課推計による

注 3 森林技術者は、1 年間のうち 30 日以上、林業（造林、保育、伐木等）に従事した者を示す

#### 2 森林技術者の年齢構成

令和 3 年度の平均年齢は 46.7 歳、平成 10 年度の 56.3 歳と比較して約 10 歳若返っている。年齢構成を見ると、60 歳以上の高齢層が全体の 54%を占めていた平成 10 年度と比較して、令和 3 年度は 19%まで低下し、一番多い 40 代も 28%で、年齢構成が平準化している。

表 2 平均年齢と年齢別割合の推移

| 年 度     | H10    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平均年齢    | 56.3 歳 | 47.2 歳 | 47.0 歳 | 46.7 歳 | 46.7 歳 | 46.7 歳 |
| ～29 歳   | 6%     | 11%    | 10%    | 12%    | 12%    | 12%    |
| 30～39 歳 | 11%    | 22%    | 22%    | 22%    | 20%    | 21%    |
| 40～49 歳 | 10%    | 28%    | 29%    | 28%    | 29%    | 28%    |
| 50～59 歳 | 19%    | 16%    | 17%    | 18%    | 19%    | 20%    |
| 60 歳～   | 54%    | 23%    | 22%    | 20%    | 20%    | 19%    |
| 計       | 100%   | 100%   | 100%   | 100%   | 100%   | 100%   |

注 岐阜県林業労働力調査報告書による（森林経営課調べ）

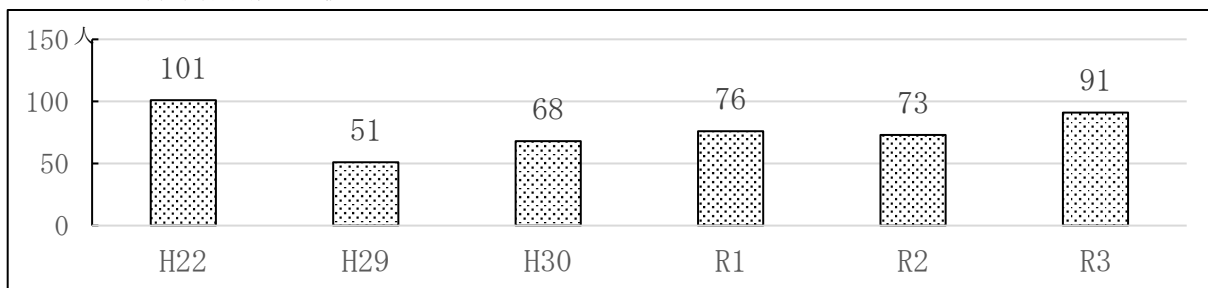
#### 3 新規就業者の状況

林業への新規就業者数については、令和 3 年度は 91 人となっており、公益社団法人岐阜県森林公社内に設置している「森のジョブステーションぎふ（以下、「森ジョブぎふ」という。）」が無料職業紹介を開始した平成 30 年度から増加傾向にある。その新規就業者の就業前状況の

内訳を見ると、中途採用者が86%を占め、また、県外から転職移住者も27%を占めている。

一方、就業後3年以内に離職する新規就業者も多く、過去5年間の平均離職率は35%となっている。今後も就業相談会等での就業希望者への的確な情報提供に努めるとともに、定着率の向上を図るための就業前講習や林業体験等の見学会、就業後のフォローアップ体制の充実を図っていく必要がある。

図3 新規就業者数の推移



注 新規就業状況調査（森林経営課調べ）より

表3 新規就業者の就業前状況の推移

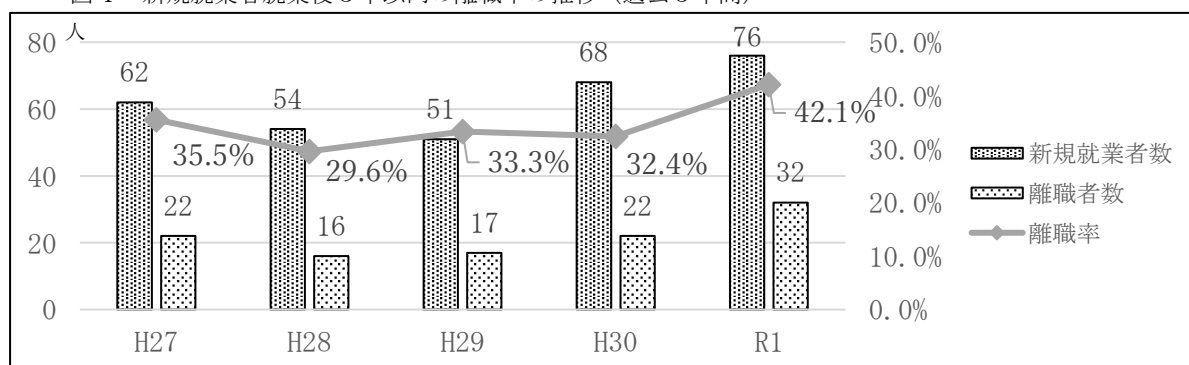
(単位：人)

| 区分  | 新卒  |       |       |       |       | 中途採用  |        |       |        | 合計<br>(県外) |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|------------|
|     | 林業系 |       | 林業系以外 |       | 小計    | 同業種   | 他業種    | 無職    | 小計     |            |
|     | 高卒  | 短大卒以上 | 高卒    | 短大卒以上 |       |       |        |       |        |            |
| H29 | 2   | 1     | 2     | 1     | 6     | 7(2)  | 35(7)  | 3(2)  | 45(11) | 51(11)     |
| H30 | 2   | 2     | 1     | 1(1)  | 6(1)  | 18(3) | 36(11) | 8     | 62(14) | 68(15)     |
| R1  | 1   | 6(2)  | 6(1)  | 1(1)  | 14(4) | 20(4) | 30(7)  | 12(4) | 62(15) | 76(19)     |
| R2  | 2   | 6(1)  | 2(1)  | 2(1)  | 12(3) | 16(2) | 37(11) | 8(6)  | 61(19) | 73(22)     |
| R3  | 2   | 2     | 3     | 5(4)  | 13(4) | 19(5) | 46(12) | 13(4) | 78(21) | 91(25)     |

注1 中途採用欄の「同業種」は、新規就業前に別の事業者で林業に従事していたことを示すもの

注2 新規就業状況調査（森林経営課調べ）より

図4 新規就業者就業後3年以内の離職率の推移（過去5年間）



注 新規就業状況調査（森林経営課調べ）より

### 第3節 林業事業体の事業実施の現状と課題

#### 1 事業量の推移

令和3年度の林業労働力調査によると、県内林業事業体の造林、下刈、間伐、枝打ち、その他の保育をすべて合わせた年間事業量は9,288haで、ここ数年減少し続けている。一方、木材生産量についても、近年は58万m<sup>3</sup>で推移している。

表4 事業量（森林整備面積、木材生産量）の推移

| 区分                      | H29    | H30    | R1     | R2     | R3    |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 森林整備面積 (ha)             | 10,882 | 10,824 | 10,106 | 10,004 | 9,288 |
| 木材生産量(千m <sup>3</sup> ) | 535    | 569    | 573    | 576    | 576   |

注1 森林整備面積は、岐阜県林業労働力調査報告書（森林経営課調べ）より

注2 木材生産量は、農林水産省の木材統計数値に、県の木質バイオマス燃料用素材調査を加えたもの

#### 2 林業事業体数

令和3年度末の県内の林業事業体数は149事業体で、森林組合系統が21事業体、その他の民間事業体が128事業体となっている。雇用規模別では、森林技術者の雇用人数が5人以下の林業事業体が107事業体と全体の72%と小規模事業者が多く、10人以下まで含めるとその割合は91%になる。

表5 雇用人数別の林業事業体数

| 区分     | 1人 | 2~5人 | 6~10人 | 11~15人 | 16~20人 | 21~30人 | 31~50人 | 51人~ | 計   |
|--------|----|------|-------|--------|--------|--------|--------|------|-----|
| 森林組合系統 | 0  | 8    | 4     | 2      | 1      | 4      | 1      | 1    | 21  |
| 会社     | 9  | 56   | 24    | 1      | 2      | 1      | 0      | 0    | 93  |
| その他    | 4  | 30   | 0     | 1      | 0      | 0      | 0      | 0    | 35  |
| 計      | 13 | 94   | 28    | 4      | 3      | 5      | 1      | 1    | 149 |
| 割合     | 9% | 63%  | 19%   | 3%     | 2%     | 3%     | 1%     | 1%   |     |

注 岐阜県林業労働力調査報告書（森林経営課調べ）より

#### 3 森林経営計画

森林経営計画の作成、管理、実行を担う施業プランナーを、岐阜県が独自に育成研修を実施してきたが、森林経営計画の作成面積は令和3年度末で113,286haで、私有林面積の17%に留まっている。

#### 4 木材生産性

令和3年度の皆伐と間伐を含めた木材生産性は5.10m<sup>3</sup>/人日となり、高性能林業機械の導入等で高くなってきたが、国の指標である皆伐11.0m<sup>3</sup>/人日、間伐8.0m<sup>3</sup>/人日と比較すると低い状況にある。

表6 木材生産性の推移

(単位 m<sup>3</sup>/人日)

| 区分    | H10  | H20  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 木材生産性 | 2.79 | 3.51 | 4.80 | 4.87 | 5.39 | 4.96 | 5.10 |

注 岐阜県林業労働力調査報告書（森林経営課調べ）より

#### 5 課題と対策

第4期岐阜県森林づくり基本計画において、「「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり」を基本方針として、目標指標である木材生産量（R2：57.6万m<sup>3</sup>→R8：65万m<sup>3</sup>）や木材生産性（R2：5.0m<sup>3</sup>/人日→R8：7.0m<sup>3</sup>/人日）を達成していくためには、森林施業の効率化を進めるこ

と、林業の担い手である森林技術者を確保・育成・定着を進める必要がある。

森林技術者の確保には、林業事業体の経営の安定化が重要であり、林業事業体の職員や森林技術者を対象に、森林経営計画を作成・実行監理する施業プランナー、安全かつ効率的な森林施業に必要な知識・技術を持ったフォレストワーカー、効率的な現場作業を主導することができるフォレストリーダー等、スマート林業を推進するためのデジタル機器活用オペレーターなどの人材育成への取り組みが必要である。

## 第4節 林業事業体の雇用管理の現状と課題

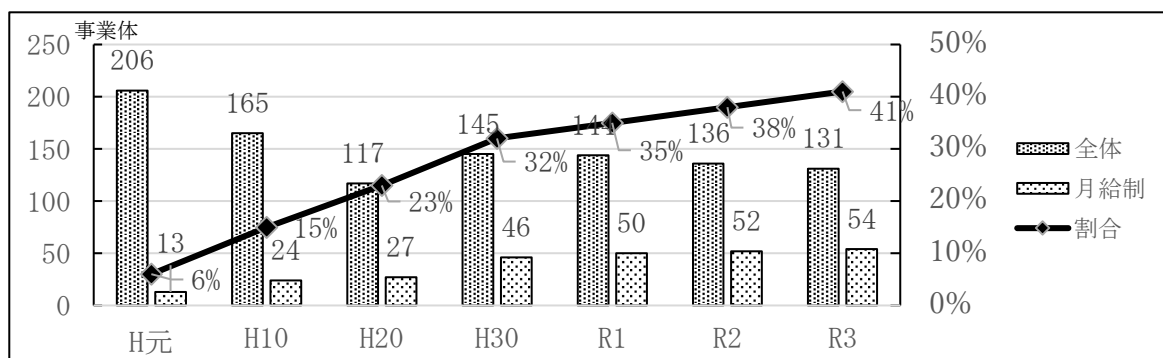
### 1 労働環境

#### (1) 賃金

令和3年度の県内の森林技術者に支払われる1日当たりの平均賃金は、伐木・造材・集材作業は15,275円、造林作業は15,076円、保育作業は15,030円となっており、ここ数年は、ほぼ横ばいの状況となっている。

賃金の支払形態については、月給制、日給制、出来高制またその併用など、林業事業体によって様々な形態がとられているが、近年では月給制を採用する林業事業体の割合が増えている。

図5 伐木・造材・集材作業を実施した林業事業体で月給制を採用している林業事業体数と割合



注 岐阜県林業労働力調査報告書（森林経営課調べ）より

#### (2) 就労日数

令和3年度の県内の森林技術者の年間就労日数は、冬季の積雪等により森林施業が季節的、間断的であることなどから、就労日数210日以上の森林技術者は916人中508人で55%に留まっている。180日以上でも610人の67%で、この割合はここ数年ほぼ変わっていない。年間を通し安定した事業量の確保が必要である。

#### (3) 福利厚生

令和3年度の退職金制度（中退共、林退共）の加入状況は、労働者の67%が退職金制度の被共済者となっているが、ここ数年、割合は増加していない。

#### (4) 労働災害

令和3年の林業における全国の労働災害死傷千人率は24.7で、全産業の中で一番高く、全産業平均2.7の約9倍と高い発生頻度にある。

県内においては、令和3年の4日以上死傷災害発生件数は43件で、年々減少傾向にあるが、全国ワースト10に入る災害発生件数が多い状況にある。

また、木材生産量10万m<sup>3</sup>当たりの災害発生件数は11.2件で、全国平均5.7件に対し約2



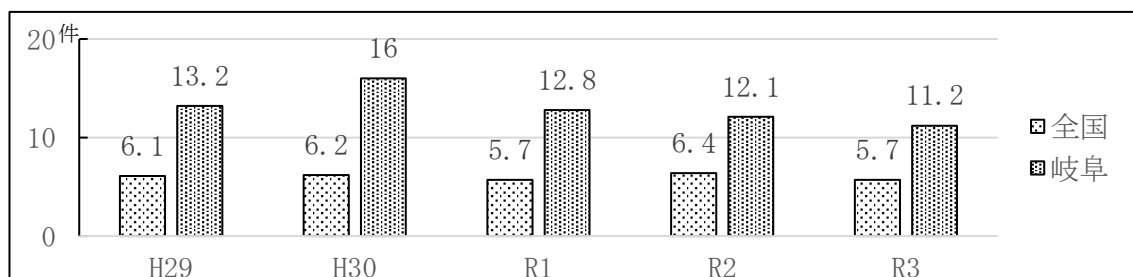
倍と高い災害発生状況が続いている。森林技術者の確保・育成・定着を図るためには、労働災害の防止は喫緊の課題である。

表7 県内の死傷災害件数の推移

| 区分     | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 死傷災害件数 | 55 (5) | 68 (3) | 51 (6) | 44 (7) | 43 (8) |
| うち死亡件数 | 3      | 0      | 1      | 1      | 1      |

注 ( ) 書きは、災害発生の多い全国順位を示している

図6 木材生産10万m<sup>3</sup>当たりの災害件数の推移



注 木材生産量の数量は、農林水産省の木材統計数値を活用している

## 2 雇用管理

令和3年度の県内林業事業体の雇用管理体制については、79% (R2:74%、R1:71%) の林業事業体が就業規則を定め、74% (R2:74%、R1:70%) の林業事業体が雇用条件に関する内容を文書を交付しており、その割合は増加してきている。

## 3 課題

事業主は安定的な事業量の確保等により通年雇用を確保するとともに、労働者の福利厚生の観点から積極的に社会・労働保険へ加入するなど、雇用の安定化に取り組むことが必要である。

また、岐阜県における林業労働災害は減少傾向にあるものの、他産業と比較すると災害発生率は、依然として極めて高い状況にあり、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善や高性能林業機械の導入等による労働災害の減少に向けた取り組みが重要である。

さらに、労働者にとって魅力のある職場とするためには、教育訓練の充実や、モチベーション向上に寄与する能力評価等に取り組むことも重要である。

### 第3章 林業労働力の確保の促進に関する方針

令和4年度を計画の始期とする「第4期岐阜県森林づくり基本計画」では、“「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり“を基本方針に掲げ、施策の柱の一つとして、「森林技術者の確保・育成・定着」に総合的・重点的に取り組むこととしている。その森林づくり基本計画において、令和8年度には森林技術者数を1,140人、新規就業者数は毎年80人を確保するとともに、林業労働災害の発生件数を半減すること目指しており、その目標達成するため、引き続き、雇用関係の明確化、労働災害の防止や労働条件の改善等に関する事業主の取り組みを支援するとともに、新たに参入する事業主等への支援等を行う。

また、新たな林業労働力として期待される女性や外国人材等の森林技術者の参入を図るとともに、低コスト造林、架線系作業システム等の新たな技術やICTに関する知識・技術を持った人材育成を進める。

県は、第4期岐阜県森林づくり基本計画に沿いながら、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づく「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」の認定を行うとともに、林業事業体に対して必要な支援措置を効果的に実施していくこととする。

なお、県はこれらの支援措置を実施するうえで、法第11条に基づき、岐阜県林業労働力確保支援センターとして指定されている公益社団法人岐阜県森林公社内の森のジョブステーションぎふ（以下、「森ジョブぎふ」という。）をはじめ、その他の林業関係団体とも積極的に協力・連携を図るものとする。

## 第4章 事業主が一体的に行う労働環境の改善及び事業の合理化を促進するための措置に関する事項

### 第1節 雇用管理の改善及び事業の合理化に関する事業主の目標

事業主が実施する雇用管理の改善及び事業の合理化に関する措置について、下記のとおり目標を定める。

なお、県は森ジョブぎふ、関係団体と連携し、当該事項について事業主に対する指導及び普及・啓発等を実施するとともに、事業主から改善計画の提出があった場合は、下記に照らし適切な内容であり、改善意欲と実施能力があると認めるときはその改善計画を認定するものとする。

#### 1 雇用管理の改善に関する目標

##### (1) 雇用管理体制の充実

常時5人以上の労働者を雇用する事業主は、雇用管理者の選任に努めるとともに、選任された雇用管理者の資質の向上を図る。

##### (2) 雇用関係の明確化

事業主は、雇入れ時に労働者に対して雇用契約の内容を明記した文書の交付を行う。

##### (3) 雇用の安定化（定着促進）

事業主は、事業量の安定的確保とともに、雇用した労働者の常雇化・月給化に努める。

##### (4) 労働条件の改善

事業主は、労働保険に加入するとともに、社会保険や林業退職金共済制度（林退共）や中小企業退職金共済制度（中退共）に加入するなど福利厚生の充実を図るとともに、週休2日制の導入等によるワーク・ライフ・バランスの推進に努める。

また、事業主は、他産業並みの所得向上を図るため、生産性向上の取組みだけでなく、労働者のキャリア形成の支援、能力評価制度の導入などにより労働者の処遇改善を促進するとともに、労働者の就業意欲の向上に資するため、昇進・昇格等職業生活の将来設計モデルの明確化に努める。

##### (5) 労働安全の確保

事業主は、労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底を図り、労働者の労働災害減少に努める。

また、造林・保育作業の負担を軽減するための省力化施業の導入、ICTを活用した労働安全機器等の導入を推進するとともに、木材生産においては、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減に努める。

併せて、伐倒技術の向上につながる技能検定制度の活用、作業現場での労働環境改善に向けた安全装備品等の導入、携帯電話圏外での通信手段の確保、労働災害発生時における緊急時の連絡体制を確保するなど、林業に就業しやすい快適な職場環境づくりに努める。

##### (6) 募集・採用の改善

事業主は、求人に当たっては的確な求人条件を設定するとともに、森ジョブぎふ等が開催する就業相談会等へ積極的に参加するとともに、インターネット求人媒体を利用するなどの効果的な募集活動の取り組みに努める。

##### (7) 教育訓練の充実

事業主は、雇用した労働者に対し、日常の業務を通じて必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（OJT=On-the-Job Training）及び日常の業務から離れて講義を受けさせることなどにより、必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（Off-JT=Off-the-Job Training）の計画的な実施に努める。

なお、個別の事業主のみで教育訓練を計画的に実施することが困難な場合は、森ジョブぎふ等が実施する共同教育訓練への積極的な参加に努める。

また、スマート林業を推進するためには、ICTやIoT等の新技術の活用が不可欠であり、県や関係団体等が開催する各種講習会等に参加させるなどして人材の育成に努める。

その他、森林文化アカデミーで林業の就業に向けて知識や技術を学ぶ学生への支援等により将来の林業経営を担い得る人材育成を促進する。

#### (8) 女性労働者等の活躍・定着の促進

女性の活躍推進は林業現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、林業全体の活力につながると考えられることから、事業主は、林業へ入職を選択し、働き続けられるよう、作業方法や安全対策の配慮、トイレや更衣室の整備、ハラスメント防止対策の徹底等による職場環境の改善に努める。

#### (9) 高齢労働者の活躍の促進

事業主は、定年の引上げや継続雇用制度導入等により、熟練労働者である高齢者から新規就業者等への技術・技能の円滑な継承に努める。

また、高齢労働者の就労環境の整備を図るため、指導者等への適切な配置、体力に応じた作業方法の見直し、柔軟な勤務形態、安全衛生対策など適正な雇用管理に努める。

#### (10) 林業分野における障害者雇用の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で、一定以上の従業員がいる事業者は障害者を1名以上雇用することが義務付けられている。障害者の雇用は、障害者の生きがいの創出や就労機会の拡大、社会参画の実現につながるものであるが、林業分野においては安全面や体力面の懸念もあり、事業主は、障害者雇用に際して、適切な業務配置や作業方法の見直しなどを行い、障害者の適正な雇用管理に努める。

#### (11) その他の雇用管理の改善

森ジョブぎふは、認定事業主の雇用管理改善の状況把握、林業における働き方改革の推進に向けた適切な助言・指導等に努める。

## 2 事業の合理化に関する目標

### (1) 事業量の安定的確保

事業主は、施業集約化の中核となる施業プランナー等の人材を育成し、組織内での位置付けを明確にするとともに、その人材を中心に零細な施業地の集約化を進めることで事業量の安定的な確保を図る。

### (2) 木材生産性の向上

事業主は、架線作業技術者や高性能林業機械のオペレーター、路網作設に必要な技術者を育成するとともに、高性能林業機械と路網を組み合わせた地域に適した低コスト作業システムの導入などにより生産性の向上を図る。

また、小規模林業事業体に対して、高性能林業機械等の貸し出し等を行い、機械化促進と生産拡大を図る。

### (3) 「新しい林業」の実現に向けた対応

事業主は、事業の合理化に向けて、県が進めている森林クラウド等を活用した森林資源情報の管理・共有や、効率的な木材生産や造林等に寄与するドローンや3次元レーザー計測、GNSS測量機器などのICTやIoTの新技術のデジタル機器導入支援とともに、活用する人材育成に努め、スマート林業の推進を図る。

また、施業の省力化等を図るため、エリートツリーなど植栽に努める。

#### (4) 森林技術者のキャリアに応じた技能の向上

事業主は、県や森ジョブぎふその他関係機関が実施する各種研修に森林技術者を参加させるとともに、県が認定する資格取得を促すなど、森林技術者のキャリア形成に努めるものとする。

事業主は「緑の雇用」事業を活用し、雇用する技術者のフォレストワーカー（林業作業士）等への登録に必要な講習等の受講を促進する。

また、これらの研修を修了した者の登録及び資格取得については、森林技術者の目標になるとともに、事業主によっては雇用者の能力評価にも資することから、事業主が待遇の改善等と一体的に取り組めるよう、その運用に努めるものとする。

## 第2節 雇用管理の改善及び事業の合理化のための施策

### 1 雇用管理の改善のための県の施策

事業主に対して雇用管理の改善に関する普及・指導を行うとともに森ジョブぎふが行う説明会や雇用管理改善セミナーの受講、雇用改善アドバイザーによる指導、社会保険等の加入促進、共同教育訓練（OJT 及び Off-JT）等を支援する。

また、労働局、森林管理署等の行政機関と林業関係団体や林業事業者等の業界が一緒になって労働災害撲滅に向けた取組みを進めるとともに、林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部（以下、「林災防岐阜県支部」という。）が行う作業場の巡回指導や現地研修会の開催等に対する支援を行う。

県施策の具体的な内容について以下に示す。

#### ■林業労働災害の防止対策

##### ア 森林技術者に対する安全対策研修（林業労働災害防止支援事業）

かかり木処理等の安全な作業方法について研修を行い、林業労働災害の防止を図る。

また、安全衛生指導員養成研修を実施し指導員の能力向上を図る。

##### イ 林業事業体への安全巡回指導

林災防岐阜県支部と連携した安全衛生巡回指導事業や、「緑の雇用」事業を活用し、林業事業体への安全衛生巡回指導を行う。

##### ウ 労働災害の未然防止

救助の知識や手順を学ぶための林業労働災害レスキュー訓練などの労働災害減少に向けた研修会等に林業事業体の積極的な参加を促し、労働災害の未然防止に努める。

##### エ 安全作業の知識・技術の修得

伐木安全技術評価会等を開催し、安全なチェーンソー操作技術と安全動作並びに安全意識向上を図り、労働災害の防止に努める。

##### オ 林業・木材製造業労働災害撲滅推進協議会の運営

行政機関、関係団体、事業者等が一体となって労働災害撲滅に向けて、林業労働災害事例と対策を林業事業体等への周知を図るとともに、災害の多い事業者に対して特別安全指導を行うなどにより、労働災害の発生防止を図る。

### 2 事業の合理化のための県の施策

事業の合理化のためには、森林技術者の技能向上を図るとともに、施業を集約化し、高性能林業機械と路網を活用した効率的な作業システムを導入することが不可欠である。このため、県が実施する能力別の資格制度の実施や、森ジョブぎふが実施する森林技術者育成の取り組みに対する支援のほか、国の育成制度も活用しながら施業集約化、スマート林業等を実践する人材の確保・

育成・定着に取り組むこととしている。

県施策の具体的な内容について以下に示す。

■森林技術者等の育成対策

ア 森林技術者のレベルに応じた育成の推進（岐阜県林業士等資格制度の実施、林業担い手育成事業の実施、「緑の雇用」事業の推進）

経験年数や能力レベルに応じた林業士等の資格制度の活用を図るとともに、林業担い手育成事業や「緑の雇用」事業により、各林業事業者が日常の業務を通じて森林技術者のレベルに合った実践的な研修を計画的に実施することにより、森林技術者の経験に見合った知識、技能又は技術の修得を推進する。

【岐阜県林業士等資格制度の実施】

新規就業者から熟練技術者までの森林技術者を対象に、木材生産等に関する知識・技術に応じ、林業士等を指導できる「林業士長」、高度な知識・技術を有する「林業士」、育林の基礎知識を習得した「林業士補」の3区分によるキャリアアップを図る能力別資格制度を実施。

イ 高度な技術、専門的な技術を持つ森林技術者の育成

中堅技術者を対象としたスキルアップ研修や新たな技術修得のための研修等を実施。

【林業架線技術者育成事業】

<各種研修の実施>

林業架線作業を実施している事業者を対象に、架線技術者の技術向上と免許取得者の確保を図るため、架線作業実務研修等を実施。

<林業普及指導員による現地指導>

林業普及指導員が、林業架線技術の向上を図るため、林業事業者が所有している高性能林業機械を使用した技術指導や安全指導を実施。

【作業道等開設研修等】

効率的な木材生産に必要な丈夫で簡易な作業道を、地形や地質等の条件に応じて作設できる人材を育成するため、作業道等開設研修を実施。

ウ 森林経営計画を作成・実行監理できる林業事業者職員の育成（施業プランナー育成研修等）

団地設定、集約化推進手法等の基本的な知識やスマート林業等に関する研修を実施し、提案型集約化施業を実践できる人材を育成。

エ 主伐・再造林の推進

伐採から植栽までの一貫作業システム、植栽の低コスト化が期待できるコンテナ苗の植付け技術を導入し普及。ニホンジカ等の獣害被害に対する防除の知識・技術を持った人材を育成。

### 3 林業事業者の経営基盤の強化のための県の施策

現在、林業事業者は、木材生産量の拡大と生産性の向上を目指し、高性能林業機械の導入やICT機器の整備などを進めてきたが、さらに、森林技術者を育成・定着させていくためにも、林業事業者の経営の安定化が必要なことから、今後も引き続き経営体制強化に関する支援・指導を行う。

県施策の具体的な内容について以下に示す

ア 林業事業者に対する高性能林業機械導入の支援

木材生産の拡大と効率的な木材生産体制の強化を図るため、高性能林業機械の導入及びリースを受ける林業事業者を支援する。

イ 小規模林業事業者に対する木材生産支援

小規模事業者の機械化促進と生産拡大を図るため、県が高性能林業機械を所有する会社と契約を行い、小規模事業者を対象に機械のレンタルを支援する。

ウ 林業事業者に対するICT機器等の導入支援

森林資源情報の管理、木材生産や流通等における効率化・省力化を図るため、林業事業者のICT機器等の導入を支援する。

エ 林業事業者のスマート林業推進支援

林業事業者におけるスマート林業を推進するため、ICTやIoT等の新技術を活用した森林資源情報の管理や効率の良い木材生産等を担う指導者育成等を行う。

オ 林業事業者の経営体質強化支援

林業事業者の人材の確保・育成・定着を図るため、経営者層を対象に組織マネジメント能力の向上を図る研修を実施する。

カ 森林組合経営の体制支援

地域の森林・林業の中核的な担い手である森林組合を対象に、岐阜県森林組合連合会が行う経営活性化や事業の効率化に必要な教育研修等を支援する。

キ 林業就業促進資金等の融資制度

新たに雇用する森林技術者の研修参加に必要な資金又は就業準備に必要な資金について、森ジョブぎふを通じて林業就業促進資金を無利子で融資を行う。

なお、新たに林業や木材産業部門の経営を開始する場合や、安全衛生施設・福利厚生施設を導入する場合等については、林業・木材産業改善資金を無利子で融資を行う。

ク 林業普及指導員による支援

地域に密着して活動する林業普及指導員が森林・林業に必要な技術や知識の普及を行うとともに、森林経営計画の作成支援を行う。

このほか、地域に適した作業システムの普及定着、林内路網等の生産基盤の整備等について支援を行う。

## 第5章 新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

### 1 新規就業希望者の林業技術の修得その他の就業の円滑化に関する県の目標

林業就業希望者が必要とする各種情報を提供する。また、就業前及び就業後における技術レベルに応じたきめ細やかな研修を実施し、林業就業を促進する。

### 2 新規就業希望者の林業技術の修得その他の就業の円滑化を図るための県の施策

県関係課と連携し、岐阜県内への移住・定住等に関する情報を提供する。また、森ジョブぎふと連携して林業事業体の採用情報、必要な資格や研修等に関する情報の提供に努めるとともに、就業相談・林業体験・就業前研修の実施、就業希望者や認定事業体の事業主に対する就業準備に要する資金（林業就業促進資金）の貸し付けを行うことなどにより円滑な就業を支援する。

県施策の具体的な内容について以下に示す。

#### ■森林技術者の確保対策

#### ア 農林高校生等の就業促進（森のしごとキャンパスプロモーション、山のしごとインターンシップ事業）

林業に関する専門教育を行っている県内の農林高校等に対して、林業事業体の経営者や森林技術者から講話や意見交換を行うなどぎふの林業をPRし、将来の担い手確保を促進。

#### イ 新規就業希望者の円滑な就業促進（森のしごと普及啓発事業、林業就業促進資金の貸し付け）

森ジョブぎふが県内外で開催される就業ガイダンスへの参加やオンライン就業相談会の開催などにより、新たに林業への就業を希望する者等に対して、的確な情報を提供し、林業労働に対する理解を深めることで、林業への円滑な就業を促進。また、林業に就業するための準備資金等が必要な者に対し、森ジョブぎふを通じて林業就業促進資金を無利子で貸付。

#### ウ 森林文化アカデミーにおける人材育成

森林文化アカデミーにおいて、林業分野での高い就労意欲と知識・技能を身に着けた専門人材の育成強化を図る。カリキュラム・教育体制を強化し「森と木のエンジニア科」において、実践的教育を実施。

また、「緑の青年就業準備給付金」を活用し、林業分野へ就業意欲の高い学生を支援。

#### エ Iターン、Uターンによる新規就業者の山村地域への定着

森ジョブぎふと連携し、東京や名古屋等の都市部で開催される「森林の仕事ガイダンス」等の就業相談会に参加し、林業のPRや就業相談を実施。また、県関係機関が開催する移住定住政策のイベントに参加し、Iターン、Uターンによる新規就業者の山村地域の定着を推進。さらに、市町村との連携による林業就業移住支援金を活用し、県外からの新規就業を促進。



## 第6章 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

### 1 森ジョブぎふの業務運営等

県は、法に基づき、平成9年4月に社団法人岐阜県森林公社を岐阜県林業労働力確保支援センターに指定した。平成25年4月に名称変更により、公益社団法人岐阜県森林公社を指定した。平成30年度から森ジョブぎふとして無料職業紹介や研修業務に取り組んでいるところである。

森ジョブぎふの業務運営が円滑に行われるよう、県、市町村、森林組合、その他林業関係団体等は連携・協力を行うこととし、森ジョブぎふが実施する林業労働力の確保の促進に必要な各種の業務に対する支援を行う。

### 2 山村地域の活性化及び定住条件の整備

県は、山村地域の活性化を図るため、基幹的産業である林業・木材産業の振興、木質バイオマス等未利用資源やきのこと等特用林産物を活用した産業育成の支援等に努めるとともに、健康・環境・教育など様々な分野で森林空間を活用する森林サービス産業の推進に努める。

また、市町村、県関係課、移住交流センター相談員等と連携し、移住環境等定住に必要な情報の収集・発信に努めるとともに、多様なサポートを実施することで新規参入者の山村地域への定着を図る。

### 3 林業関係者、市町村等の理解と協力

県は、林業関係者及び市町村等の理解と協力を得ながら、森ジョブぎふと密接に連携し、森林林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定化に資する取り組みを推進する。

### 4 外国人材の適正な受入れ

外国人技能実習制度の理解を深めるとともに、在留資格を持つ外国人材の活用するための受入体制を検討し、林業分野における外国人材の就業促進を図る。